

「東日本大震災」で被害を受けられた皆さんへ 各種支援制度のご案内

現在行っている各種支援制度です。期間が延長になったものや、内容が変更になった制度があります。各制度の詳しい内容や相談がある場合は、下表に記載の担当にお問い合わせください。

東日本大震災による各種支援制度一覧表

番号	制度名	変更点	内容	期間・期限	備考	担当 7185-1111(代)
◇減免・免除・猶予◇						
1	固定資産税		半壊以上の被害を受けた居住用家屋の敷地について、家屋を取り壊した場合も、市長が住宅用地として使用することができないと認める場合に限り、引き続き住宅用地として※軽減措置を受けられます。(申請が必要です) ※軽減措置 課税標準を3分の1(小規模住宅用地の場合6分の1)とするもの。	家屋を解体した翌年の1月31日まで	軽減期間(被災住宅用地特例)平成33年度まで	課税課 税政担当 内線403・405
			半壊以上の被害を受けた家屋の住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までに取得した場合、住宅が建設されていなくても土地取得後3年度分は住宅用地とみなす軽減措置(上欄参照)を受けられます(申請が必要です)。	代替用地を取得した翌年の1月31日まで	軽減期間(代替用地特例)平成33年3月31日までに取得したものが対象	
			半壊以上の被害を受けた家屋に代わる家屋を取得した場合または損壊した家屋を解体して建て直した場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、最初の4年度分を2分の1、その後の2年度分を3分の1減額する措置を受けられます(申請が必要です)。	代替家屋を取得した翌年の1月31日まで	軽減期間(代替家屋特例)平成33年3月31日までに取得したものが対象	
		期間延長	市の被害認定調査で半壊以上の被害認定を受けた家屋を、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに解体した場合には、申請により平成24年度固定資産税・都市計画税のうち当該被災家屋に係る税金を減免します(申請が必要です)。	平成25年1月31日まで	対象は、市の被害認定調査により半壊、大規模半壊または全壊の判定を受けた家屋です。ただし、解体前に被災家屋を譲渡した場合は、減免対象にはなりません。	
2	個人市民税	繰越延長特例	住宅、家財などに損害を受けた方で、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、雑損控除の適用を受けた方は、個人市民税が軽減されます。	平成30年3月31日まで繰越可能	雑損控除(繰越最長5年間可能)	課税課 市民税担当 内線334・335
		重複適用特例	新たに住宅借入金等を有し、住宅に居住した場合の特別税額控除は、大震災により被害を受け居住できなくなった家屋の分と合計して、特別控除限度額までの範囲で受けられます。	住宅借入金期間(10年間または15年間)	住宅借入金等特別税額控除(再取得等による重複適用の特例)	
3	国民健康保険税(対象者には個別に通知)	減免期間延長	市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、それらの状況に応じて保険税額が減免されます。	平成24年9月30日まで		国保年金課 保険税担当 内線353・354
4	国民健康保険一部負担金(対象者には個別に通知)	免除期間延長	一定の条件に該当する方は医療機関で受診の際に支払う一部負担金が免除されます。免除をうけるためには、「被保険者証」と併せて、市が発行する「一部負担金等免除証明書」が必要となります。	平成24年9月30日まで	※但し入院時の食費、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ師による施術等については、平成24年2月29日まで	国保年金課 給付担当 内線325・482
5	後期高齢者医療保険料(対象者には個別に通知)	免除期間延長	市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、それらの状況に応じて保険料額が減免されます。	平成24年9月30日まで(予定) *広域連合の決定による		国保年金課 高齢者医療担当 内線414・415
6	後期高齢者医療一部負担金(対象者には個別に通知)	免除期間延長	一定の条件に該当する方は医療機関で受診の際に支払う一部負担金が免除されます。免除をうけるためには、広域連合が発行する「一部負担金等免除証明書」が必要となります。	平成24年9月30日まで	※但し入院時の食費、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ師による施術等については、平成24年2月29日まで	国保年金課 給付担当 内線325・482
7	介護保険料(対象者には個別に通知)	免除期間延長	市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、平成23年4月から平成24年9月までの保険料が免除されます。	平成24年9月30日まで		高齢者支援課 介護保険担当 内線400
8	介護保険利用者負担額(対象者には個別に通知)	減免期間延長	市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、被害の程度により利用者負担額が減免されます。	平成24年9月30日まで		高齢者支援課 介護保険担当 内線400
9	高齢者在宅生活支援サービス利用者負担金(対象者には個別に通知)	免除期間延長	市内に所有する自身の住宅用家屋(同居親族の所有を含む)に半壊以上の被害があった場合は、申請された月の翌月分から利用料が免除されます。	平成24年9月30日まで		高齢者支援課 高齢者施策推進担当 内線412